

平成 22 年 10 月 25 日

株式会社リクルート
旅行カンパニー（じゃらんネット）
富塚 優 様

国際観光旅館連盟近畿支部
支部長 西村 肇

実質的手数料率アップ撤回の要請

この度貴カンパニーが来年 4 月 1 日よりポイント分として 2%を手数料に上乗せするとの発表がありましたが、当支部の総意として撤回を求めます。

【理由 1】

従来 8%（シングル主体施設は 4%）の手数料とは別に貴システムへの参画の条件として下記から選ぶこととなっていました。

- ① 宿泊料金からポイント分の割引（宿泊料の 10%以内）
- ② 無料宿泊券の提出（売上が提供した無料宿泊券の 100 倍ごと）

貴社が利用者に 5%のポイントが付加していましたが、そのうち実際に加盟旅館ホテルにおいて使用したものは 36%であると貴社社員が説明しております。

（つまり残り 64%がポイント死蔵分）

貴社の言い分として、「 $5\% \times 36\% = 1.8\%$ であるから、今回の 2%値上げは実質的にわずかな値上げである」ということです。

しかしながら、前述の条件において貴社扱いの売上が多い旅館ホテルは条件②の「無料宿泊券」で対応している場合が多く、その場合旅館ホテルの負担は 1%以下であり、さらにお客様が実際に来られても原価だけの支出で済んでおります。

よって、1.8%が 2%になると言った単純に 0.2%値上げになるといったものではありません。

今回の改定は 8%が 10%になるという「明確な手数料率アップ」であります。

【理由 2】

前述のように利用者に付加したポイントが実際に使われる確率は 36%であり、貴社が言っている「ポイントは全部お客様にお返しするものです」という説明は成り立たず、単なるごまかしとしか言えません。

【理由 3】

税務当局の指導ではポイント分として旅館ホテルから徴収したものは貴社の売上として計上するものであって、旅館ホテルからの「預かり金」という経理処理は出来ないはずで、よって、いかにも「預かり金」的な表現をすることは旅館ホテルを愚弄するものです。

【理由 4】

貴社が利用者に付加しているポイントは現在 5%ですが、利用者が貯まったポイントを行使する場合において宿泊料金全額の 10%しか利用できません。

しかしながら今回の改定案によりますと、たまったポイントが全額使用出来ること（3万円が限度）になり、利用者の利便性は高まります。

よって、現在 1%である貴社のライバル会社が追随することが予想され、到底認めるわけにはいきません。